

岡田事務所通信

令和2年3月号(第175号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

「新型コロナウイルスに関するQ & A (企業向け)」公表 厚労省

厚生労働省は、「新型コロナウイルスに関するQ & A (企業の方向け)」をまとめ、公表しました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

※情報は随時更新されています。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、心掛けてもらいたいこととして、労働者が発熱等の風邪症状が見られるときは、会社を休み、外出を控えてもらうことを呼びかけており、これは感染拡大の防止にもつながる大切な行動と指摘しています。そのためには、労働者が休みやすい環境の整備が大切であり、企業における理解が必要となると強調し、テレワークや時差通勤の積極的な活用促進も感染症の拡大防止に資するとの考えを示しました。また、労働者を休ませる場合の会社における措置についても留意点を記載しています。

新型コロナウイルス対策で助成金新設・拡充 政府

政府は学校の臨時休校措置に対し、子どもを持つ保護者が休業した場合に企業が出す手当を補助する助成金を創設します。雇用保険を活用し、新型コロナウイルス対策の特例措置で3月から実施します。休んだ保護者も一定の収入が得られることとなります。

休業手当は会社都合で従業員を休ませた場合、賃金の6割以上を補償するよう企業に義務付けており、臨時休校に伴う保護者の休業は政府の要請に基づくため、今回限りの特例とします。企業への助成金は小学校の子どもを持つ保護者向けの手当のみにする方向で、従業員が休めるよう企業に配慮を求めます。

働く時間が短く雇用保険に加入していないパート労働者向けには働き方で差が生じないようにするために一般会計予算から同等の支援を行います。従業員を休ませるなどして雇用を維持する企業に支給する「雇用調整助成金」も拡充するとし、中国関連の販売がある企業への特例を新型コロナで影響がある企業全般に広げる予定です。また、政府は信用保証協会が融資額を一定の条件で100%保証する資金繰り支援について全国の中小企業が受けられるように対象を広げます。

健康保険料率、介護保険料率が変更になります

協会けんぽ北海道支部の健康保険料率が令和2年3月分より現行の10.31%から10.41%へ引き上げられます。又、介護保険料率(全国一律)については現行の1.73%から1.79%へ引き上げられます。なお今回の改定による協会けんぽの(新)健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月支払給与から控除分)からの適用となります。

※ 被保険者ごとの保険料控除額については弊社より追ってお知らせ致します。

※ 令和2年度の雇用保険料率については変更なしの予定ですが、現行で雇用保険料が免除になっている64歳以上の雇用保険被保険者については4月から雇用保険料がかかります。



- 工場夜景（室蘭市） -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【雇用調整助成金】

雇用調整助成金とは、景気の変動、産業構造の変化等の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に一時的に休業や教育訓練、出向などを行い、労働者の雇用の維持を図る事業主に、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とした助成金です。支給要件としては雇用保険の適用事業主で売上高や生産量が減少していること等があります。支給額は中小企業で休業を行った場合には支払った休業手当の3分の2（予定）が支給されます。今回のコロナウイルスの影響による事業活動の縮小等によって従業員を休業等させる場合にもこの助成金の対象となる事が決定しております。

事務所より

コロナウイルスの流行により連日、関連ニュースが報道される中、日本全体が様々な場面で混乱をしている状況です。会社内においては基本的な手洗い、消毒、マスク着用等を心掛け、発熱や咳が出る等の体調不良者がいる場合には会社を休んでもらう等の措置が必要になるかと思えます。また、感染や濃厚接触等により会社を休ませる場合の対応方法についても今回記事に記載しました厚労省のQ&Aに基本的な方針が掲載されておりますので、ご参照頂ければと思います。（随時更新されています）

国や北海道からも不要不急の外出を控え、特に人が集まるところにはできる限り出掛けられない等の基本方針が出されております。特に北海道では感染者が日本全体で見ても多くなっており、十勝においても感染者が発生している状況でいつ、どこで感染するか分からない状況です。ただ、こういった状況においてデマや誤情報等で振り回され、さらに混乱を招くことは慎みたいものです。一人一人が落ち着いて自分自身でできる感染防止策を行うことに努め、今後の感染拡大を防いでいくことが重要になるかと思えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

コロナウイルスの流行により職場内に感染者や濃厚接触者が出た場合、学校を休んでいる子供の対応で仕事を休む場合等の会社における対応方法について問い合わせが増えております。基本的な考え方は今回記事に掲載した厚労省のQ&Aに記載されておりますが、実際の会社での対応方法については個別の事案ごとにその状況により検討していく必要があると考えております。対応方法についてのご相談等ありましたら、弊社までお気軽にご連絡ください。

